

様式第二中「第1条」の下に「の2」を加える。

様式第六の備考1中「第54条第10項」を「第54条第8項」に改める。

(商標法施行規則の一部改正)

第三条 商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十一項及び第十二項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同条第七項中第九項を「第十二項」に改め、同条第十三項中「様式第九の二」を「別に定める様式」に改める。

第三条中「様式第九の三」を「別に定める様式」に改める。

第四条第一項中「立体商標」を「立体的形状(文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。)からなる商標(以下「立体商標」という。)に改め、同条を第四条の三とし、第三条の次に次の二条を加える。

(動き商標の願書への記載)

第四条 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標(以下「変化商標」という。)のうち、時間の経過に伴つて変化するもの(以下「動き商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標の時間の経過に伴う変化の状態が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

(ホログラム商標の願書への記載)

第四条の二 変化商標のうち、ホログラフィーその他の方針により変化するもの(前条に掲げるものを除く。以下「ホログラム商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その商標のホログラフィーその他の方法による変化の前後の状態が特定されるよう示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

第四条の三の次に次の六条を加える。

(色彩のみからなる商標の願書への記載)

第四条の四 色彩のみからなる商標の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、次のいずれかのものによりしなければならない。

一 商標登録を受けようとする色彩を表示した図又は写真。

二 商標登録を受けようとする色彩を当該色彩のみで描き、その他の部分を破線で描く等により当該色彩及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真

(音商標の願書への記載)

第四条の五 音からなる商標(以下「音商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、文字若しくは五線譜又はこれらの組み合わせを用いて商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を記載することによりしなければならない。ただし、必要がある場合には、五線譜に加えて一線譜を用いて記載することができる。

(位置商標の願書への記載)

第四条の六 商標に係る標章(文字、図形、記号若しくはこれらとの結合又はこれと色彩との結合に限る)を付する位置が特定される商標(以下「位置商標」という。)の商標法第五条第一項第二号の規定による願書への記載は、その標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により標章及びそれを付する位置が特定されるように表示した一又は異なる二以上の図又は写真によりしなければならない。

(商標登録を受けようとする商標の類型)

第四条の七 商標法第五条第二項第五号(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める商標は、位置商標とする。

(願書への商標の詳細な説明の記載又は物件の添付)

第四条の八 商標法第五条第四項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の経済産業省令で定める商標は、次のとおりとする。

一 動き商標

二 ホログラム商標

三 色彩のみからなる商標

四 音商標

五 位置商標

二 ホログラム商標 商標の詳細な説明の記載

三 色彩のみからなる商標 商標の詳細な説明の記載

四 音商標 商標の詳細な説明の記載(商標登録を受けようとする商標を特定するために必要ながある場合に限る)及び商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件の添付

五 位置商標 商標の詳細な説明の記載

四 商標法第五条第四項の記載又は添付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 動き商標

二 商標法第五条第四項の記載又は添付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 動き商標

二 商標法第五条第四項の記載

三 音商標

四 音商標

五 位置商標

三 音商標

四 音商標

五 位置商標